

○奈良県金属くず営業条例の逐条解説について

昭和32年 5 月10日

例規第 1 号

奈良県金属くず営業条例が制定され、5月1日施行されたが、これが施行に必要な関係法規については、すでに4月19日付警察公報（法規編64号）をもって通達したところに基づき、各位は部下の教養及び関係者に周知徹底をはかる等本条例の施行実施に万全を期しつつあると思われるが、このたび、次のように教養資料として条例の逐条解説を作成したから、これにより更に徹底した教養を施し、条例運営上遺憾ないよう配意されたい。

奈良県金属くず営業条例逐条解説

条文	解説
(目的) 第1条 この条例は、金属くずを取り扱う者について必要な事項を定め、金属類に関する犯罪を防止して県民の福祉を保持することを目的とする。	本条は、この条例の目的を明示したものである。この条例は、金属類の盗品の大部分が現実金属くず関係業者に持ち込まれ処分されるという実情に鑑み、業態の特殊性から、協力を求めなければ目的を達し得られないと言う必要最小限度の防犯上の義務規定を設け、盗品の流れを阻止し、かつ、明らかにすることにより、社会的問題となっている金属類の盗犯を防止し、生命、財産等から来る県民の不安と恐怖を取り除き、もって県民生活の安全と福祉を保持することを目的としたものである。
(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	本条は、この条例の実施目的のため対象となる物、行為及び人について、その用語の意義を明らかにしたものである。
(1) 金属くず 金属類で古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物に該当せず、かつ、そのものの本来の生産目的に従って売買、交換、加工又は使用されないものをいう。	1 金属くず この条例の金属くずとは、次の三つの要件にあうものをいう。 (1) 金属類であること。 すなわち、銅、鉄、ニッケル、鉛、すず、亜鉛、アルミニウム、真ちゅう、砲金、ジュラルミン

	等いわゆる金属的性質を有する物質であること。 (2) 古物営業法の古物に該当しないこと。 古物営業法第1条第1項に古物の定義が掲げられているが、この「古物」に該当するものはこの条例の適用外である。ただし、古物営業法にいう古物は、そのまま、又は幾分の手入をしてその物本来の目的に使用し得る物をいうとされているので、一度使用された物でもすでにその生産目的に従った使用価値が失われ、再生産のための資源とするほか利用の道がなくなったものは、古物の範囲を脱したくずや廃品に過ぎないから、この条例の適用を受けることになる。 (3) そのものの本来の生産目的に従って売買し、交換し、加工し、又は使用されないものであること。 製品、半製品は、それぞれに一定の用途にあてられることを目的として生産されているが、その目的に沿って売買、交換、加工又は使用されるものは、すべてこの条例の対象にならない。したがって、そうでないもの、例えば不良品で生産目的の用途に役立たずツブシにするものであるとか、物の生産過程において、生産目的がないのに出来てくる旋盤の削りくず等がこの条例の対象になるわけである。
(2) 金属くず業 業として、営業所を設けて金属くずを売買し若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。	2 金属くず業 この条例にいう「金属くず業」とは、次の行為をいう。 業として一営業所を設け一金属くずの売買、交換、委託（売買、交換）をすること。「業」とは、業務と同意義である。判例では、「人が社会的地位において継続的に従事する仕事」と定義している。すなわち、一定の仕事を任意に又は義務として反復継続して行う意思を持ってすることを要

	する。反復継続して行う場合はもちろんであるが、1回だけであっても継続して行う意思があればよい。行為は、社会的地位において行う仕事であることを要する。必ずしも営利目的である必要はない。また、自己のために行うか他人のために行うかを問わない。 「営業所」とは、商人の営業の本拠をいう。営業活動の中心たる場所である。すなわち、営業上の基本行為がなされ、かつ、その活動が決定される場所である。したがって、営業上必要な帳簿等、電磁的方法による記録、商品等を保管する事務所及び店舗を含めた意味のものである。
(3) 金属くず商 次条の許可を受けた者をいう。	3 金属くず商 「金属くず商」とは、金属くず業をすることについて、この条例の規定による申請をして許可を受けた者をいう。
(4) 金属くず行商 業として、営業所によらないで金属くずを売買し若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。	4 金属くず行商 「金属くず行商」とは、次の行為をいう。 業として一営業所によらないで一金属くずの売買、交換、委託（売買、交換）をすること。 金属くずに関し金属くず業と同様の取引を行う行為であるが、「営業所によらない」点が異なる。 「営業所によらないで」とは、営業所を持っているといないとを問わず、いわゆる取引の形態が営業所を中心としないで、すなわち営業所と関係なしに行われることをいう。 一般に行商とは、転々と戸ごとに売買、交換の相手方を求めて取引する商業形態をいう。この場合の戸ごととは、単に各戸を次々に回ることではない。交渉や契約が営業所を中心に行われ、物品の引取り、金銭の支払が戸々に行われる場合は行商ではない。また、問屋的営業をしている金属くず商が、順次特定の寄屋等を回って取引する場合

(5) 金属くず行商人 第17条の届出をした者をいう。	も行商ではない。
(営業の許可)	5 金属くず行商人
第3条 金属くず業を営もうとする者は、次の事項を記載した申請書を提出して公安委員会の許可を受けなければならない。	「金属くず行商人」とは、金属くずの行商をすることについて、この条例の規定による届出をして行商届出済証を受けた者をいう。
(1) 本籍、住所、氏名及び生年月日（法人である場合においては、その名称及び所在地並びに業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日）	本条は、金属くず業を公安委員会の許可制にすることを明らかにしたものである。
(2) 営業所の名称及び所在地	(1) 許可申請
	金属くず業の許可は、主として対人的要素をもつものであるから、同一人者が数箇所に営業所を持っていても営業所ごとに申請書を提出する必要はない。 (2) 申請書の記載事項 営業の許可を受けようとする者が、第4条に規定する欠格条件に該当する場合は、許可を与えられないので、このことに関連して必要とされる事項を申請書の記載事項としたのである。 (3) 語義 ア 「許可」とは、行政上の目的のために存する一般的禁止を特定の場合に解除する行政処分である。 イ 「公安委員会」とは、奈良県公安委員会をいう。
(許可の基準)	
第4条 公安委員会は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請者が次の各号に該当しないときは、許可をしなければならない。	本条は、金属くず業の許可に関する基準を規定したものである。
	営業の許可制は、公共の福祉を保持する上に必要やむを得ない措置としてとられるものであるから、いかなる場合に許可し、いかなる場合に許可しないかについては、その基準を条例で明確に示し、公安委員会（実際にこの事務を取り扱う警察署長）による自由裁量処分でなく、一定の欠格

	条件に該当しない者には許可しなければならないという規則処分であり、また、この条例の目的が盗品の流れを阻止することによって盗犯を防止しようとするのであるから、種種の点から見てこの防犯の目的達成に対して協力を期待することができ難いと思われる次の七つの場合を挙げて許可の欠格条件とした。
(1) 刑法（明治40年法律第45号）第2編第36章又は第39章に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から1年を経過しない者	1 強盗、窃盗及び盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）の罪を犯し刑に処せられた者は、一般に盗犯グループを結成したり、人を教唆したり、再犯を犯したりする例が多く、これらの者が営業所を設けて浮浪者等を相手に資源回収業を営むときは、たちまちにして悪の温床が芽生えるのが常である。しかしながら、中には受刑等によって更生して行く者もあるので、これらの犯罪による前科者をすべて許可の対象から除外することもできない。そこで、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることのなくなった日（刑期の満了、仮出獄により釈放となった日、刑の執行猶予の判決のあった日。以下同じ。）から1年間に限って許可を与えないこととした。すなわち、前科が古ければ一応更生したものとみなして、許可が与えられるのである。
(2) 古物営業法第31条第1号に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から6月を経過しない者	2 許可を受けないで古物営業をした古物営業法第31条第1号違反者は、同法の防犯目的に協力することなくひそかに営業した者であり、同様の目的を持つこの条例について協力を期待することが困難であるばかりでなく、金属くず業の許可を与えれば、その地位を利用して金属くずと称し無許可で容易に金属類の古物を扱うことができるし、また、盗品等処分について悪

	の温床となりやすい性格をもっているので、刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けなくなった日から6箇月を経過するまでは許可を与えない。
(3) 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から6月を経過しない者	3 無許可で金属くず業を行って刑に処せられた者は、この条例の防犯目的に協力することを忌避してひそかに営業した点から見て、当分の間、十分な協力を期待することはできない状況にあると目されるので、刑の執行を終り、又は執行を受けることのなくなった日から6箇月間は許可されない。
(4) 第15条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から6月を経過しない者	4 第15条の規定により行政処分として許可の取消を受けた者については、再度許可申請があっても6カ月間は許可されない。この規定がないと同条の許可取消処分の意味が失われることとなる。
(5) 心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの	5 「公安委員会規則で定めるもの」とは、公安委員会規則において、「精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされ、心身の故障の状況を個別的・実質的に審査し、業務を適正に実施することができない者と判断した場合には許可を与えない。
(6) 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず商の相続人であって、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。	6 未成年者は、民法第6条第1項に該当しない限り、営業上成年者と同一の行為能力を認められないが、このような未成年者は、この条例の義務履行について責任を持たせることはできないので、営業許可を与えることもできないのである。 (注) 未成年者 (1) 民法第6条第1項 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年

	者と同一の行為能力を有する。 (2) 民法第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。…以下略 2 本号「ただし」書の場合の未成年者 このただし書は、金属くず商の相続の場合を規定したものであって、親の営業をその子が相続する場合に限り特にこの基準を緩和しようとするものである。すなわち、相続をする場合は、自ら行為能力を有しない幼児であっても、法定代理人の同意がある限りはこの基準を排除することとなっている。 なお、この場合の相続する未成年者は、自ら行為能力を有していない場合であることを予想している。したがって、この場合、法定代理人が同意するとともに、その相続者の名のもとに自身営業行為の全部を行うものであると認められるから、その法定代理人が本条の基準に該当するときは、営業の相続は許可されないこととなる。
(7) 法人である場合においては、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの (許可証) 第5条 公安委員会は、第3条の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。	6 金属くず商又は本条第6号の法定代理人が法人の場合で、その業務を行う役員のうちに本条第1号から第6号までのいずれかに該当する者があればその欠格者の行為が法人の行為となってくるので、自然人の場合と同じ趣旨のもとに許可の制限を受ける。 営業を行う役員とは、現に業務に携わる役員をいう。 本条は、公安委員会が金属くず業の許可をするときは、許可証を申請者に交付することと、許可証に関する遵守事項を規定したものである。 ◎本条第2項から第4項までは、第22条の規定により、行商人についても準用される。

	1 許可証の交付 許可証は、金属くず業を営もうとして申請した者に対して、営業を許可したという証票の性質を有し、許可証の交付は許可の効力発生要件であって、その交付がない間は許可の効力は生じない。
2 金属くず商は、許可証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。	2 本条例に定められた許可は、主として対人的であるから許可を受けた本人以外に効力がない。したがって、許可証を他人に貸与し、又は譲り渡しを受けて使用しても、それはむしろ無許可の状態であって何の効果ももたらさないものであるから、許可証の貸与や譲渡を禁じたのである。 他人に名義を貸す場合については、別にこれを禁止しているが、許可証の貸与譲渡がなくとも名義貸は行われる。名義貸の多くの場合は、許可証の貸与譲渡を伴うものであるが、そのような場合は第7条と本条の併合罪となる。
3 金属くず商は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、10日以内に許可証の書換を受けなければならない。	3 許可証の記載事項に変更を生じたときの書換を受けるべき義務を規定している。 公安委員会は、許可申請があったときは、その記載事項を調査し、許可の基準に抵触しないことを前提として許可を与え、これを許可証に記載したのであるから、それと異った事態が生じたときは、その届出を受けて実態を知る必要があるからである。 この場合、法人の役員の異動による申請であるときは、第4条各号（許可の基準）に該当する者でないかを確かめなければならないこととなる。 なお、法人の代表者の変更であるときは、許可証全部を新たに作り変える必要が生じる。 ◎この項は、第22条の準用規定により行商人の「届出済証」についても準用される。
4 金属くず商は、許可証を損傷し、又は	4 許可証の再交付について規定したものであ

亡失したときは、10日以内に許可証の再交付を受けなければならない。 (許可証の返納)	る。 再交付を受ける場合は、許可証を損傷し、又は亡失したときである。 「再交付」とは、「許可証」「届出済証」が何らかの原因で損傷し、記載内容がわかりにくくなった場合又は遺失したり、紛失したり、盗みとられたりしたときに改めて許可証を交付すること で、再交付によって従前の許可証又は届出済証は当然に失効する。
第6条 金属くず商は、次の各号の一に該当するに至った場合においては、すみやかに、当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。 (1) 営業を廃止したとき。 (2) 許可を取り消されたとき。	本条は、第5条第4項及び第15条と関連して、許可証の返納について規定したものである。 営業を廃止したときは許可証を所持する意味がなく、また、営業の許可を取り消されたときは、許可証は当然効力を失い、また、許可証の再交付を受けた後において従前の許可証が回復したときは、もちろんその許可証は無効であるから、これを返納させることとした。これを所持させるときは、名義貸しその他に悪用される原因ともなるおそれがあるので、公安委員会に返納させる義務を規定したのである。
2 前条第4項の規定により許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を回復するに至ったときは、すみやかに、公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。	再交付を受けた者が、その後亡失した許可証を回復した場合は、すみやかに、返納しなければならない義務を規定したのは、その回復した許可証はすでに無効であることと、また、これを悪用されることを防止するためである。
3 金属くず商が死亡したとき、又は法人である金属くず商が解散したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による届出義務者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による在留カードを返納しなければならない者若しくは日本国との平和条約に基づき日	この項の違反については、処罰を規定していない。これは、直接本条例に関係のないものにも義務を課しており、また、営業を廃止したり、許可を取り消されたときは、その者は、そのときからこの条例の対象外の人間となるという事情があるので、あえて処罰規定を設けていないのである。しかし、罰則がないということは、その履行

本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者証明書を返納しなければならない者（第20条第2項において「届出義務者等」という。）又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し又は合併により設立された法人）は、すみやかに、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

についてどうでもよいという態度を示しているのではない。その厳格な履行を義務づけている点では、他の条項と異るところはない。

許可証を返納する義務を負う者は、営業を廃止した金属くず商であることはもちろんであるが、当該返納の義務を負う者が死亡したり、法人の場合において解散したときは、戸籍法による届出義務者、出入国管理及び難民認定法による在留カードを返納しなければならない者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者証明書を返納しなければならない者又は清算人が返納する義務を負う者となるのである。

（注）

1 戸籍法第87条第1項

次の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第1 同居の親族

第2 その他の同居者

第3 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

2 出入国管理及び難民認定法第19条の15第4項

中長期在留者が死亡した場合には、当該中長期在留者の親族又は同居者が、その死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者の在留カードを返納しなければならない。

3 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条第5項

特別永住者が死亡した場合には、当該特別永住者の親族又は同居者が、その死亡の日から14日以内に、当該特別永住者の特別永住者証明書を返納しなければならない。

	4 「解散」 人又は財産の集団たる組織体（法人）がその存在の基礎を失い、又は存在理由をなくしたような場合に解体するにいたることをいう。その組織体が財産を有するときには、後始末をするための清算が行われるのを常とする。会社の権利能力は解散により消滅せず、清算又は破産手続の終了によって始めて消滅する。 5 「合併」 法定の手続によりなされる会社間の行為で、当事者たる会社の一部又は全部が解散し、その財産が清算手続を経ることなく包括的に存続会社又は新設会社に移転すると同時に、その社員が後の会社の社員となる効果をともなうものである。会社の合併には、新設合併と吸収合併との種別があるが、いずれも合併により、当事会社の全部又は一部が解散し、その権利、義務は、包括的に合併後存続会社又は合併により設立した会社に移転する。
（名義貸しの禁止） 第7条 金属くず商は、自己の名義をもって他人に金属くず業をさせてはならない。	本条は、金属くず商に対し、自己の名義を貸して他人に金属くず業をさせてはならないことを規定したものである。 他人名義の営業は、ただ他人の許可の陰にその姿を隠しているだけの相違で、自己の営業が無許可であることに変わりはない。また、これにより、犯罪の温床となり、善良な県民の生活を不安にし、他方においては、正当な許可営業者の営業を侵害するという弊害が生じる。このような行為をしようとする者は、その意図において脱法的及び潜行的なものが見られ、かつ、実態においても悪質な行為の多いのが常である。 名義を借りた者は当然第3条の無許可営業とし

	て処罰されるが、貸した者についても同罪であり、したがって、第24条に定められているとおり本条例最高の罰を受ける。 「名義」とは、許可を受けた営業権を含む意味の名称である。「名義を貸す」とは、名義を貸すことによりその後の経営を相手方の自由に任せることで、これに対する報酬の有無を問わない。
(標識の掲示)	
第8条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。	本条の目的は、金属くず商に対して取引の適正と取扱いの慎重を自覚させるとともに、第三者に対しては、一見して許可を受けた営業であることを知らしめ、安心して公正な取引ができるようにすることにある。 許可を受けた金属くず商は、許可を受けたことを示す標識を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 「見やすい場所」とは、表入口など一見して標識のあることが分かる位置をいう。 なお、標識は明瞭かつ通常人が読める大きさの文字で記載する必要があるが、用紙の大きさは日本産業規格A4とされているところ、用紙の向きについては指定されておらず、縦横どちらの向きで作成しても掲示義務に違反するものではない。
(確認及び申告)	
第9条 金属くず商は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、身分を証する資料の提示を求める等の方法によって相手方の住所、氏名、職業及び年令を確認しなければならない。	本条と第10条の帳簿等への記載等（帳簿等への記載又は電磁的方法による記録をいう。以下同じ。）の規定は、防犯規定の基礎をなすものである。 金属くず商が犯罪の防止に協力する上で最も大切なことは、盗品等を取り扱わないということである。少しでも疑わしい物は絶対に買わない方針で行くならその目的の大半が達せられるのであるが、業者にとっては、それを買うことが利益
2 金属くず商は、前項の場合において不正品の疑があるときは、直ちに、その	

旨を警察官に申告しなければならない。

にもなるので、道義的な自覚のみに頼っていたのでは、悪徳業者の手を通して盗品等が自由に処分されることになる。したがって、物品の買受け等により受け取る場合には、その相手方を確認し、不正品の疑のあるときは、申告する制度を設けて、犯人の盗品等の売却を不可能にしようとするところに主たる目的が置かれているのである。

1 「確認」とは、客観的な事実を通常人が妥当とする程度において認定することである。その方法はいろいろあるが、本条例では、身分を証する資料の提示を求める等の方法を講じることを規定している。したがって、行商届出済証、自動車運転免許証、定期乗車券、名刺等によりその身分が証明されればよいが、一般的に信用性の高い方法で確認することが必要である。

しかし、確認義務を誠実かつ良心的に履行したが、結果において、その認定が事実と違っていたような場合があっても、それをもって確認義務を怠ったとして追及することは苛酷に過ぎる場合が多いことに注意を要する。

2 「不正品の疑があるとき」とは、金属くずの取引に関するものであって、これと関係のない犯罪一般について義務を課するものではない。

したがって、手配犯人等の申告は、一般社会人として道義上の問題に止まる。

なお、取引に際しては気付かなかったが、後刻品物を見て不正品の疑が生じたという場合でも、当然申告の義務はあるものであって、取引が終了すれば義務を免れるという趣旨ではない。

3 本条の義務は、「金属くずを買受け…ようとするとき」のものであるから、結果において取引が成立するかしないかを問わない。最初から取引を断った場合のほか、取引のため相手方に

	接触した場合は全て本条の義務があり、帳簿等への記載等の義務の成否以前の問題である。 4 盗品等の疑いがあるのにこれを無償で譲り受け、運搬し、保管し、有償で譲り受け又は処分をあっせんすれば、刑法により処断されるので、金属くず商はもちろん不正品の疑ある物を取引してはならない。本条は、ただそれだけでなく、一般人と異った金属くず商の業務上の地位にかんがみ、進んで相手方の確認と不正品の申告をするように義務づけたものである。
(帳簿等への記載等)	
第10条 金属くず商は、売買若しくは交換のため又は売却若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしておかなければならない。この場合において、金属くず商は、営業所に当該帳簿等を備え付け、又は営業所において直ちに書面に表示することができるようにしなければならない。 (1) 取引の年月日 (2) 金属くずの品目、数量及び特徴 (3) 相手方の住所、氏名、職業及び年齢 2 金属くず商は、前項の帳簿等にあつては最終の記載をした日から、同項の電磁的方法による記録にあつては当該記録をした日から一年間営業所に保存し	本条は金属くずの正常な取引を期するため、その取引の内容について、明瞭に帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をすることを規定したものである。電磁的方法による記録とは、USBメモリやコンピュータのハードディスク等への入力による記録をいう。また、前条の規定によりせつかく確認をしても、帳簿等への記載等がされていないとその意義は半ば失われるし、確認は実行できなくなる。さらに、帳簿等への記載等によつて金属くずの取引の経過を明らかにしておくことは、後日において、盗品又は遺失物の回復の問題が生じた場合の証明力となる。このような諸点から、本条で帳簿等への記載等の責任を金属くず商に負わせたものである。 1 帳簿等への記載等 帳簿等への記載等の内容は、条例の目的が達成する限度において、個々の取引の事実及び内容が、特定して把握できる程度のものでなければならず、これが不十分なものは、本条の帳簿等への記載等の義務を履行したことにならない。 帳簿等への虚偽の記載又は電磁的方法による記録には犯意が必要であるから、単純な誤記、誤

なければならない。

- 3 金属くず商は、第1項の帳簿等又は電磁的方法による記録を損傷し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに、その旨を営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

入力等は本条違反ではない。

帳簿等への記載等の時期は、「金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、その都度」である。したがって、1週間分なり1月分なりを一括して帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をすることは許されない。しかし、取引したときは直ちに帳簿等への記載等をしなければならないというほどの意味ではなく、帳簿等への記載等の時期は社会通念に従う範囲でよい。

2 帳簿等の備付け等

帳簿等又は電磁的方法による記録は、この条例の目的を達成するために備えるものであって、単なる商業帳簿等ではないため、以下の要領で管理しなければならない。

(1) 帳簿等の備付け

帳簿等には、公安委員会規則第10条第2項各号に該当する書類も含まれていることから、帳簿等に記載した場合は、当該帳簿等を当該取引をした営業所に保管しておかなければならない。つまり、帳簿等は営業所ごとに備え付けるという意味である。

(2) 電磁的方法による記録

電磁的方法による記録は、「営業所において直ちに書面に表示することができる」ことを要する。例えば、USBメモリやコンピュータのハードディスク等へ入力した記録を直ちにプリントアウトできるように、各営業所にプリントアウトに必要な機器等を備え付けておくことが挙げられる。したがって、各営業所等において当該記録をプリントアウトすることが可能である限り、データ自体は本社や本部のコンピュータにおいて一括管理することも許される。

(3) 保存期間

帳簿等又は電磁的方法による記録は、使用後も必要とされる機会が多いため、帳簿等にあつては最終の記載をした日から、電磁的方法による記録にあつては当該記録をした日から1年間営業所において保存しなければならない。

3 確認義務との関係

帳簿等への記載等は確認に基づいて行われるので、誠実に確認が行われたにもかかわらず結果において誤った事実が認定され、そのために誤った事実が帳簿等に記載をされ、又は電磁的方法により記録をされた場合には、確認義務違反も本条の義務違反とともに成立しない。

相手方の申立てが虚偽であることの情を知りながら帳簿等に不実の記載をし、又は不実の電磁的方法による記録をした場合は、もちろん本条違反になる。

4 帳簿等の損傷とは、帳簿等として所定の記載事項を記載することのできない程度に損じた場合であり、欄外の一部が欠損したような場合は含まない。電磁的方法による記録の損傷とは、当該記録のデータの読み取り又は書き込みができない程度に損じた場合であり、当該記録を入力したUSBメモリやコンピュータのハードディスク等が損傷していても当該記録のデータ自体に損傷がないような場合は含まない。また、亡失とは、遺失、紛失、盗難等により帳簿等又は電磁的方法による記録の所在が不明になった場合をいい、滅失とは、焼失等により帳簿等又は電磁的方法による記録が物理的に消滅した場合をいう。

これらの場合には、「直ちに、その旨を営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。」とされているが、この「直ちに」と

	は、その場ですぐということではないが、少なくとも2、3日中という程度のものと解すべきである。
(品触れ) 第11条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物の品触れを発することができる。	本条は、積極的に盗品等発見のための措置を講じて盗犯を抑制しようとする規定である。 盗難があった場合に、いち早く盗品等の手配が行われることになっていると、犯人は物の処分ができなくなってしまうので、結局は犯行を断念せざるを得ない。品触れ制度の本来のねらいはこの点にあるが、数多い被害品のすべてについて手配できないので、必ずしも盗犯防止の目的は十分達せられない。しかし、品触れの二次的な効果としては、重要被害について関係業者の注意を促し、盗品等の発見に努める結果、犯罪の検挙が容易になり、被害の回復も行われる。このことは、また重要犯罪を防止することでもあり、防犯上必要欠くべからざる制度である。
2 金属くず商は、前項の品触れを受けたときは、品触書に到達の日付を記載し、その日から3月間これを保存しなければならない。	1 品触れの発行 被害届があったもの総てについて品触れを発行することは事実上不可能でもあり、また、それを多発することは注意力の点から見てかえってその効果を失わせる。そこで、被害の態様、品触れ発行による効果等を総合的に判断し、特に貴重な物件、特徴のハッキリした物その他効果的に見て必要があると認めるときに限ってこれを発行するのである。
3 金属くず商は、品触れを受けた日に品触れに相当する品物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する品物を受け取ったときは、直ちに、その旨を警察官に届け出なければならない。	2 品触れに対する業者の責任 (1) 保存期間 品触れの保存期間を3月とした理由は、盗品等がかなり長い間隠匿された後処分されることが多く、従来の実情から見ておおむねこの期間内に処分されていることと、また、人の注意力には限

	度があり、長く責任を負わせることは営業上の負担を過重にし、次第に効果が期待できなくなってくるからである。 なお、盗品等が発見されて各業者に義務の解除が通達されたときは、残余の期間といえども本条の適用がないことはもちろんである。 (2) 品触れ相当品の届出責任 金属くず商が品触れを受けた時は、所持している物品中にその品触れに相当する物品を発見したときは、直ちに、その旨を警察官に届け出る義務がある。その品物が存在しなかったときは、さらに品触れ保存期間中その品物について常に注意を払い、その発見に努める義務がある。品触れ保存期間が経過した後に品触れに相当する品物を発見したときは、第9条第2項の規定によって警察官に申告する義務があるわけである。 なお、品触れを受けたときに品触れに相当する物品を所持していなくとも、その直前まで所持していたような場合で、金属くず商がこれを知っているようなときは、条例では何等法的義務を課していないが、道義的に見れば当然申告をすべきものであろう。
(差止) 第12条 警察署長は、金属くず商が買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、30日以内の期間を定めて当該金属くずの保管を命ずることができる。	本条は、盗品又は遺失物が転売されることを防止する必要から、一定の場合に、金属くずの保管を命ずる権限を警察署長に与えた規定である。 刑事訴訟法の規定によって差押のできる物は、その存在がある程度確認できるような犯罪の証拠物である。ところが、盗品と疑われるような物があってもそれがいかなる犯罪の証拠物であるかが判明しないような場合は差押はできない。ただ、その物についてもう少し調査をすれば、真偽が明らかになることが多い。それにもかかわら

ず、調査する時間が与えられないで、みすみす他に転売されることになってしまうと、犯罪は明らかとなったが証拠物が無いという結果も生まれる。ことに金属くずは、他の雑多な物とともにプレス梱包されて溶鉱炉に送られてゆくので、二度と発見することは期待できないし、被害者の回復請求権も保護されないことになる。本条は、このような場合を救済するための規定である。

1 差止の性格

「差止」は差押と異り、占有権の変動を生ずるものではなく、単に一時的にその物の移転を停止させるに過ぎないものである。なお、憲法第29条（財産権は、これを侵してはならない。）の規定との関係については、財産権又は所有権には何等触れるものではない。また、これに違反した場合、本条例の罰則の適用は受けるが、刑法第252条第2項の横領罪は構成しない。

なお、金属くず商が売却又は交換の委託を受けている品物についても行うことができる。

2 差止を行う対象は、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由のある金属くずである。

「盗品」とは、強盗又は窃盗により所持を奪われた動産をいい、必ずしも犯罪者に有罪の判決のあることを要しない。詐欺、横領の目的物は財産に対する罪に当たる行為によって領得された物ではあるが、盗品ではない。

「遺失物」とは、所有者又は占有者の意思によらず、しかも他人から奪われたものでなく、偶然にその占有を失った動産をいう。したがって、占有喪失の原因が、所有者の過失によるものであっても、また震災、風水害等の事由によるものであってもよく、携帯中に落したようなもののばかりに限られない。

	3 「疑うに足りる相当な理由」とは、特殊施設の部品であるとか、品触れに酷似しているとか、品物と売り主若しくは代価が不相応であるとか、あるいは被害者から自分の物だと申出があったとかいうように、客観的、合理的に判断していかにも盗品又は遺失物らしいと思料される事情をいう。 4 差止権者 盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由があるかどうかは判断者の主観によって差が出てくるのであるが、できる限り良識ある判断によらねばならない。また、差止は、所有権行使に対する制限でもあるので軽々になすべきものではない。したがって、警察署長が差止権者とされているのである。 5 差止の期間 「30日」は条例が許した最長の期間であり、個々の具体的事情に応じて、それぞれ5日とか10日とか調査に必要な最少限度の範囲に限定すべきである。また、差止をした期間内であっても目的が達せられれば解除すべきである。 なお、30日以上にわたって差止を更新することはできないものと解すべきである。 6 犯罪捜査との関係 差止期間中の調査は行政上の事実行為に属するが、その調査によって犯罪の証拠物であることが認定できれば、刑事訴訟法による犯罪捜査の手続に切り換え、改めてその物を押収しなければならない。
(立入及び調査) 第13条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、金属くず商の営業所又は金属くずの保管場	本条は、金属くず商に対しこの条例実施のための行政的な指導監督を行う必要上、金属くず商の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、及び

所に立ち入り、金属くず及び帳簿等（第10条第1項の電磁的方法による記録を 書面に表示したものを含む。）を検査し、関係者に質問することができる。 2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	金属くず、帳簿等の検査等を行う権限を警察職員に与えた規定である。 金属くず商に対し防犯上の目的から種々の義務を課し、その履行を罰則の裏付けによって要求しているが、ただ処罰のみをもっては条例の完全な実施は期待できない。むしろ、平素における行政的な指導監督が主要な意味を持つのであって、そのための手段を規定する必要がある。このような趣旨から、他の行政法令でも、その目的達成のために立入調査の規定を設けている。 1 立入調査権の本質 (1) 本条の立入及び調査は、この条例を施行する上に必要な行政上の指導監督のためのものであるから、刑事訴追のための侵入、搜索、押収について規定された憲法第35条とは別個のものであって、むしろ憲法第13条の問題である。 (2) 本条の立入りは、営業時間中において、営業所又は金属くずの保管場所に限って許されたものであり、また調査の内容も、金属くず及び帳簿等の検査と関係者に対する質問の範囲を出ることはできない。 (3) 本条の立入及び調査は、相手方の承諾を基礎とするものである。したがって、「即時強制」を定めた警察官職務執行法第6条とは異り、相手方の意思を問わず立ち入る権限が与えられたものではない。 2 立入り及び調査の実施 (1) 「必要があると認めるとき」とは、この条例施行について行政上の指導監督の必要があると認めるときの意味である。 (2) 営業時間中に限り実施すること。営業所を開いている限りはその時間中いつでもよい。特
--	--

	別の表示がない限り社会通念に従って、日出から日没までは営業時間と考えられる。営業時間外は警察官職務執行法又は刑事訴訟法による場合のほかは立入できない。 (3) 調査の内容は、「金属くずの検査」「帳簿等の検査」「関係者に対する質問」である。「帳簿等」とは、第13条第1項に規定する帳簿等を指し、その他のものは含まない。「関係者」とは、金属くず業に関係している者全てをいい、親族も営業に関係する限り含まれる。「質問」は、刑事訴訟法の規定する取調と異なって、この条例の規定が十分に守られているかどうかに関し発するものである。 (4) 立入調査の実施に際して犯罪があると思料するに至ったときは、もちろん任意捜査をあわせて行うこともできるが、令状によらなければ行うことのできない捜索その他の強制捜査は、厳格に刑事訴訟法の手続によらなければならない。 なお、行政上の指導監督のために行った立入調査の結果、間接的に犯罪捜査に役立ち得る場合もあるが、その範囲においては、この立入調査はさしつかえないと解されている。
(休業の届出) 第14条 金属くず商は、引き続き3月以上休業しようとするときは、休業しようとする日前5日までに、休業の期間及び理由を記載した届書に許可証を添えて、公安委員会に提出しなければならない。	「休業」とは、金属くず商が営む業務を一時的にそして自発的に休止することであって、その期間は3月以上にわたって休業状態に入る場合を指し、営業を一時休止する場合には書類で届出をすることになるが、休業の届出をする時は、休業に入る日から5日前までに休業せんとする期間とその理由を記載した届書に許可証を添えて公安委員会に提出することを規定したもので、もちろん休業中は営業ができない。

(許可の取消し等) 第15条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の停止を命ずることができる。 (1) 金属くず商が金属類に関し、刑法第2編第36章又は第39章に規定する罪を犯して刑に処せられたとき。 (2) 金属くず商が古物営業法第31条第1号に規定する罪を犯して刑に処せられたとき。 (3) 金属くず商が第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 金属くず商若しくはその代理人、又は使用人その他の従業者がこの条例に違反し又はこの条例に基づく命令に従わなかったとき。	本条は、この条例又はこの条例の目的と密接な関係にある他の法令に違反した者に対して、許可取消又は営業停止の行政処分を行う権限を公安委員会に与えた規定である。 営業許可の本質がこの条例の目的に協力し得る人の選択にあるとすれば、一旦許可を与えた業者であっても、その後条例に違反し、又は本条例の防犯趣旨に特に関連性のある罪を犯した者については、司法処分とは別に、行政上の目的から必要な措置を講じなければならないからであって、同様の規定は他の法令にも設けてある。 1 行政処分を行い得る場合 (1) 金属くず商が金属類に関して窃盗、強盗又は盗品等に関する罪を犯して刑に処せられたとき。 このような犯罪を犯す金属くず商が、改悛の情もなく依然として金属くず業を営む場合に、この条例の目的がどのようにして達せられるかは改めて考えるまでもない。 なお、この場合は、第4条（許可の基準）第1号の場合と多少趣きを異にし、窃盗、強盗又は盗品等に関する罪は、金属類に関して犯したものであることを要する。したがって、衣類等に関する事件で刑を受けた場合は、本条の処分はできないことはいうまでもない。 刑に処せられたときは、刑の言渡を受けた裁判の確定したときをいう。執行猶予は含まれるが、微罪処分、起訴猶予処分等、公訴提起以前における処分はもちろん含まれない。 (2) 金属くず商が古物営業法第31条第1号の規定に違反（無許可営業）して刑に処せられたとき。
---	--

金属くず営業と古物営業とは、いずれも主として一度使用した物品を取り扱う点で業態が酷似している。そのため、金属くず営業者は、古物に該当する金属製品を金属くずと称して取り扱い、容易に無許可の古物営業を営みうる立場にある。ことにこの条例の施行が古物営業法に対する脱法行為の口実を与えやすい事情もあり、防犯目的に大きな障害の生ずることを防止するため、無許可で古物営業した者の行政処分ができることとした。この場合は、もちろん古物営業法に基く処罰は当然のことである。

(3) 金属くず商が、この条例の第4条第5号から第7号までのいずれかに該当するに至ったとき。すなわち、

ア 条例第4条第6号ただし書の法定代理人（行為能力のない相続人である未成年者に対してなされた同意者）が、第4条第1号から第5号まで及び第7号の欠格条件のいずれかに該当したとき。

イ 金属くず商が、法人である場合に、代表者はもちろん、その業務を行う役員のうちに第4条第1号から第6号までの欠格条件のいずれかに該当する者が生じたとき。

(4) 金属くず商又はその代理人、使用人、その他の従業者が条例に違反したとき、又は条例に基く命令に違反したときは、条例の直接監督する事項であるから、当然行政処分の対象とされる。

2 行政処分の実施

(1) 行政処分は、本条各号の条件がある場合に必ず実施するものではなく、この条例実施の行政目的から見て必要な場合に行うものである。

(2) 行政処分の内容は、「許可の取消」と「営

	業停止」である。このいずれを取るか、また、営業停止をする場合の期間は6ヵ月を最高としどの程度にするかは、公安委員会の決定するところである。 (3) 行政処分の適正を期するために必ず公開による聴聞を行わなければならないことになっている。 なお、この聴聞は、行政手続法の規定により行われる。
(聴聞)	
第16条 公安委員会は、前条の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該金属くず商又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。	本条は、行政処分の適正を期するための聴聞に関する規定である。 行政処分を行うについては、その内容が金属くず商の営業権に関するものであって、処分を受ける者にとっては、司法処分とは別の意味で大きな打撃を受けることにもなる関係上、特に慎重な手続が必要である。そこで、営業権保護の建前から聴聞の制度を採り、営業者に十分な弁明の機会を与えて処分の公正を期し、権利の不当な侵害を避けることとしたのである。 「当該金属くず商」とは、処分を受けようとする金属くず商である。従業者の違反行為による場合でも、その処分の対象は、監督義務者たる金属くず商である。 「公開による」とは、何人の傍聴もさしつかえない状況において行うという意味である。 「1週間前までに通告し」とは、到達主義によるのであって、相手方に通知の到着した日が聴聞期日の1週間前であるようにしなければならない。 「公示」とは、一般人に広く知らせることで、掲示板による掲示、新聞の広告等の方法もある。 「証拠」とは、人証、物証のいずれをも含む意
2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の1週間前までに、当該金属くず商に通告し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。	

理したときは、届出済証を交付しなければならない。	について規定したものである。 「届出済証」は、金属くず行商をするについて公安委員会に対する必要な届出が完了したことを証する証票である。この証票は、無届行商との区別を明確にするとともに、金属くず行商人に対し、この条例の趣旨と自己の地位に対する自覚を喚起して正常な取引を行わせることを目的として交付するものである。 これはもっぱら行政目的のために行うものであって、営業許可の場合とは趣を異にするので、手数料は徴収しない。
(届出済証の携帯義務) 第19条 金属くず行商人は、営業中、届出済証を携帯し、警察職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。	本条は、金属くず行商人の営業中における届出済証の携帯義務を規定したものである。 金属くず行商を現に行っている者が、金属くず行商人であるか無届の者であるかは、届出済証を所持するか否かを確かめる以外に容易に見分ける方法がない。そこで、金属くず行商人は、営業中必ず届出済証を携帯し、警察職員の請求があったときはこれを提示して、無届の行商人と区別できるようにした。 なお、金属くず行商人自身もこの届出済証を携帯することによって自覚を持つことになる。
(届出済証の返納) 第20条 金属くず行商人は、営業を廃止したときは、すみやかに、届出済証を公安委員会に返納しなければならない。 2 金属くず行商人が死亡したときは、届出義務者等は、すみやかに、届出済証を公安委員会に返納しなければならない。 (申告)	本条は、届出済証の返納に関する規定で、第6条の許可証の返納と同趣旨である。 返納しなければならない場合は、営業を廃止したときと金属くず行商人が死亡したときであり、返納義務者は、前者の場合が金属くず行商人、後者の場合が届出義務者等である。(第6条の項参照) なお、本条違反については、罰則がない。

第21条 金属くず行商人は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。 (準用)	本条は、金属くず行商人について設けられた二つの防犯規定のうちの一つで、第9条第2項で金属くず商に課せられた義務と全く同じ義務を課する規定である。(内容については、第9条の項参照)金属くず行商人の営業の実態からみて多くの義務を課することは無理であり、また、必要もないとの趣旨で、金属くず商に関する防犯規定の大部分は準用されないことになったが、不正品の疑ある場合の申告義務は、必要最小限度のものとして規定されたのである。
第22条 第5条第2項から第4項まで及び第6条第2項の規定は、金属くず行商人について準用する。この場合において、「許可証」とあるのは「届出済証」と読み替えるものとする。 (手数料)	本条は、届出済証の貸与譲渡の禁止、届出済証の書換、届出済証の再交付、亡失した届出済証の回復したときの返納を規定した準用規定である。
第23条 次の各号に掲げる者はそれぞれ当該各号に定める額の手数料を、許可証の交付、書換え又は再交付を受ける際納付しなければならない。 (1) 第5条第1項に規定する許可証の交付を受けようとする者 8,500円 (2) 第5条第3項の規定による許可証の書換えを受けようとする者 600円 (3) 第5条第4項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 700円 2 既納の手数料は、還付しない。 (罰則)	本条は、手数料の額及び納付時期を規定したものである。
第24条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 第3条の規定に違反した金属くず業	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する行為 1 第3条違反

を営んだ者又は第7条の規定に違反した者	何人たるを問わず、公安委員会の許可を受けないで金属くず業をすること。違反の態様としては、許可申請をしない場合、不許可になった場合、許可申請をしたがまだ許可の決定がない場合の3つがある。 第7条違反 金属くず商が、自己の名義をもって他人に金属くず業をさせること。
(2) 第15条の規定による処分に違反した者	2 第15条の命令違反 金属くず商が行政処分を受けたにもかかわらず、その命令に従わないこと。違反の態様としては、許可を取り消されたにもかかわらず金属くず業をする場合及び一定期間の営業停止を命じられたにもかかわらず営業を停止しない場合又はその期間中営業をする場合とがある。
第25条 第17条の規定に違反して金属くず行商を営んだ者は、5万円以下の罰金に処する。	5万円以下の罰金に処する行為 第17条違反 本条の裏をかえせば、何人たるを問わず、公安委員会に届出をしないで金属くず行商をしてはならないという規定である。 金属くず行商は、単に届出制で許可制ではないが、行商をしようとするときは、必ず届出をしなければならないこととなり、無届で行商をした場合は、本条の規定によって処罰を受けることとなる。
第26条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。	3万円以下の罰金に処する行為
(1) 第5条第2項（第22条において準用する場合を含む。）、第9条、第11条第2項若しくは第3項又は第21条の規定に違反した者	1 第5条第2項（第22条で準用する場合を含む。）違反 金属くず商（金属くず行商人）が、許可証（届出済証）を他人に貸与し、又は譲り渡すこと。 第9条違反 (1) 金属くず商が、金属くずの取引をしようと

	するに際して相手方の住所、氏名、職業及び年令の確認をしないこと。 (2) 金属くず商が、金属くずの取引をする場合において不正品の疑いがあるにもかかわらず、その旨を警察官に申告しないこと。 第11条第2項又は第3項違反 (1) 金属くず商が、品触を受けたときに、品触書に到達の日付を記載してその日から3月間これを保存しないこと。 (2) 金属くず商が、品触を受けた日に、品触に相当する品物を所持していたとき、又は品触の保存期間内に品触に相当する品物を受け取ったにもかかわらず、直ちに、その旨を警察官に届け出ないこと。 第21条違反 金属くず行商人が、金属くずの取引をする場合において不正品の疑いがあるにもかかわらず、その旨を警察官に申告しないこと。
(2) 第10条第1項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、若しくは虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者又は同項後段の規定に違反した者	2 第10条第1項違反 (1) 金属くず商が、所定の帳簿等に記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は帳簿等に虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をすること。 (2) 金属くず商が、営業所に所定の帳簿等を備え付けず、又は営業所において電磁的方法による記録を直ちに書面に表示することができるようにしていないこと。
(3) 第12条の規定による処分違反した者	3 第12条の命令違反 金属くず商が、警察署長から盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある金属くずについて、30日以内の期間、保管を命じられた場合にこれに従わないこと。
第27条 次の各号の一に該当する者は、2	2万円以下の罰金に処する行為

万円以下の罰金に処する。 (1) 第5条第3項（第22条において準用する場合を含む。）若しくは同条第4項（第22条において準用する場合を含む。）、第6条第2項（第22条において準用する場合を含む。）、第8条、第10条第2項若しくは第3項又は第19条の規定に違反した者	第5条第3項（第22条で準用する場合を含む。）違反 金属くず商（金属くず行商人）が、許可証（届出済証）の記載事項について変更を生じたにもかかわらず、10日以内にその書換えを申請しないこと。 第5条第4項（第22条で準用する場合を含む。）違反 金属くず商（金属くず行商人）が、許可証（届出済証）を損傷し、又は亡失したにもかかわらず、10日以内にその再交付を申請しないこと。 第6条第2項（第22条で準用する場合を含む。）違反 許可証（届出済証）の再交付を受けた金属くず商（金属くず行商人）が、亡失した許可証（届出済証）を回復したにもかかわらず、それを速やかに公安委員会に返納しないこと。 第8条違反 金属くず商が、営業所の見やすい場所に、所定の標識を掲示しないこと。 第10条第2項又は第3項違反 (1) 金属くず商が、所定の帳簿等を最終の記載をした日から又は所定の電磁的方法による記録を当該記録をした日から1年間営業所において保存しないこと。 (2) 金属くず商が、所定の帳簿等又は電磁的方法による記録を損傷し、若しくは亡失し、又は滅失したにもかかわらず、直ちに、その旨を所轄警察署長に届け出ないこと。 第19条違反 金属くず行商人が、営業中届出済証を携帯せず、又は警察職員の請求があったときにこれを提
---	---

	示しないこと。
(2) 第13条第1項の規定による警察職員 の立入又は検査を拒み、妨げ、又は忌 避した者 (両罰規定)	2 第13条第1項の受認拒否等 金属くず商が、この条例の権限に基づく警察職 員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避する こと。
第28条 法人の代表者又は法人若しくは 人の代理人、使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、第24条 及び前2条の違反行為をしたときは、行 為者を罰するほか、その法人又は人に 対しても、各本条の罰金刑を科する。	本条は、営業主について、その代表者、代理人、 使用人その他の従業者に対する監督責任を明ら かにするとともに、違反行為があったときは、行 為者及び営業主の責任をともに追及することを 規定し、この条例の目的を達成しようとするもの である。 1 行政罰である関係上、法人にも犯罪能力があ る。ただし、刑法総則の適用を排除するもので はないから、14才未満の者について犯罪能力は 生じない。 2 本条で追及する営業主の責任は、営業主自身 に課せられた行政法上の注意義務の懈怠であ って、従業者の責任を分担させる趣旨ではな い。 3 違反行為者が未成年者である等責任能力を欠 いて処罰されない場合であっても、営業主の責 任は追及される。 4 営業主が14才以上18才未満の未成年者である 場合は、少年法第20条の適用がある関係上、罰 金刑のみを定める本条によって起訴されるこ とはない。 5 第25条の違反行為については適用が排除され ているので、従業員の無届行商については、共 犯関係のない限り営業主は処罰されない。
(委任)	
第29条 この条例の施行について必要な 事項は、公安委員会が、規則で定める。	本条は、この条例に明記されていない事項で条 例施行のために必要なものについては、公安委員

会が規則で明らかにすることを規定したものである。

条例施行に関する細部の事項については、実情に即した運営をする観点からも、条例施行を監督する者の措置に任せるのが適当である。したがって、条例自身は、重要な問題について規定をするとともに、運営上実務的判断を必要とするような事項については、すべて公安委員会規則に譲ることとしたのである。